

第三者評価の受審実績	平成 18 年度、20 年度、22 年度、24 年度		
取材の対象年度	平成 24 年度	評価手法	標準の第三者評価

【取材メモ】



取材の視点

- ・第三者評価受審の目的、経緯
- ・事業評価(自己評価)のプロセスで得られた気づき
- ・利用者調査、職員の自己評価及び評価機関による評価の結果から得られた気づき
- ・改善に向けた取り組みとその成果、など

■改善の取り組みとその成果②～業務の効率化や統廃合による“ゆとり”の創出

平成 24 年度の第三者評価では、評価機関から、ゆとりある介護を実現するための利用者に関する帳票類の統合化が改善課題として提示されました。職員の自己評価を通じて集約された意見の中にも、書類の多さや無駄を指摘する声が複数寄せられたとのことです。

そこで、介護記録に関しては、利用者の課題分析(アセスメント)と問題解決のための個別介護計画(短期目標)のモニタリングに焦点を合わせ、利用者の主観的な情報と介護者が観察した客観的な事実情報を区別して記入する方式を導入するとともに、IT を積極的に活用することで、記録や様式の種類を簡素化する取り組みを進めました。

利用者のケガ等の事故が発生した時に、以前はその状況や原因等を報告する様式があって、そこに記入していました。今では、その内容を通常の介護記録に入力することで、自動的に利用者の基本情報(氏名・年齢・介護・ADL 情報等)を含む事故報告書の書式に展開されるようになりました。さらに、項目別に事故に関する情報の集計が出力されるようになったことで、同じ内容を別の場所に記録する手間がなくなると同時に、以前は表計算ソフトを使って担当者が行っていた事故情報の集計作業が必要なくなり、職員の業務負担の軽減という点で大きな成果を生み出しています。

事業所では、活発な取り組みでサービスの向上を牽引してきた委員会活動に関しても、目標とする水準にある程度近づいてきていることから、組織統合を図ったり、開催の頻度を減らすことにより、現場にゆとりをもたらす努力を行っています。そうした取り組みは、職員の有給休暇の取得率の向上などの面で効果を上げており、待遇の改善につながっています。